

「首都圏におけるくまもと黒毛和牛ブランド化推進事業」
業務委託に係る企画コンペ実施要領

1 委託業務名

「首都圏におけるくまもと黒毛和牛ブランド化推進事業」業務

2 委託業務の目的

県統一ブランド「くまもと黒毛和牛」は、令和4年度から全国的な認知度向上と販路拡大を目的に、首都圏市場へオール熊本で生体出荷に取り組んでおり、出荷頭数は年々増加している。しかし、「くまもと黒毛和牛」のブランド力強化のためには、東京食肉市場から首都圏飲食店への流通経路の開発と「くまもと黒毛和牛」の取扱指定店※1（飲食店等）の増加が必要である。

そこで、本事業により「くまもと黒毛和牛」を東京食肉市場から飲食店・ホテル・小売店等へ流通させるルートを確立するとともに、「くまもと黒毛和牛」の新規取扱指定店を増加させる。

※1 取扱指定店：熊本県産牛肉ブランドである「くまもと黒毛和牛」、「くまもとあか牛」、「くまもとの味彩牛」などの県産牛肉を継続して販売・提供し、県産牛肉のPRに協力いただける店舗を熊本県産牛肉消費拡大推進協議会において熊本県産牛肉取扱指定店として認定する。

3 委託業務の内容

首都圏における流通ルート構築・取扱指定店獲得

- ①首都圏において「くまもと黒毛和牛」の更なるブランド化を図るため、東京食肉市場から飲食店や小売店等へ流通するルートを構築し、新規取扱店へ流通させる。
目標：取扱店 20 店舗以上、最低 10 店舗以上
- ②「くまもと黒毛和牛」をはじめとする県産牛肉を継続して販売・提供する熊本県産牛肉取扱指定店の新規獲得を行う。
目標：10 店以上、最低 5 店以上

4 委託期間

契約締結の日から令和7年（2025年）3月10日（月）まで

5 委託費

(1) 契約上限額（予算額）

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

(2) 対象経費

業務の実施に直接必要となる経費とする。

6 実施スケジュール（予定）

・ 通知	令和6年（2024年）9月（決裁後すぐ）
・ 参加申込書提出期限	9月11日（水）
・ 企画提案書提出期限	9月25日（水）
・ 審査会（書類審査）	9月25日（水）
・ 審査会結果通知	速やかに実施
・ 委託契約内容協議・委託契約締結	速やかに実施
・ 委託契約終了	令和7年（2025年）3月10日（月）

7 企画コンペの対象者となる事業者

次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 法人又は法人で構成される団体。ただし、海外に拠点を置く法人が参加する旨を申し出た場合においては、(3) 以下に掲げる条件に準じ個別に参加資格を判断する。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立をされた者
 - ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係をしている者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

8 企画コンペ参加申込み

本企画コンペに参加する者は、以下により必要書類を提出するものとする。

- (1) 提出物及び提出部数：
 - ア 企画コンペ参加申込書【様式1】 1部
 - イ 質問書【様式2】 1部 ※質問がない場合は提出不要。
- (2) 提出方法：持参又は郵送
- (3) 提出先：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
熊本県農林水産部生産経営局畜産課内
「熊本県産牛肉消費拡大推進協議会」担当：北浦宛て
- (4) 提出期限：令和6年（2024年）9月11日（水）17時必着（郵送も同様）
- (5) その他：①質問書の回答は、質問者を匿名として全参加申込者に回答を行う。
②9月11日以降に審査会開始時間については通知予定。

9 企画提案書の提出

- (1) 提出物：「提案書」、「概算見積書」、「作業スケジュール」及び「実施体制図」を提出する。
 - ※様式は自由とするが、原則としてA4紙・左綴じとして編纂し正本にのみ【様式3】を表紙として添付すること。
 - ※「提案書」には、以下の内容は必ず記載すること。
 - ・具体的なくまもと黒毛和牛の流通ルート及び取扱いターゲット
 - ・首都圏における新規熊本県産牛肉取扱指定店の目標店舗数
- (2) 提出方法：持参又は郵送
- (3) 提出部数：11部
- (4) 当日提出：〒861-1343 熊本県菊池市七城町林原9番地
株式会社 熊本畜産流通センター
事前提出：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
熊本県農林水産部生産経営局畜産課内
「熊本県産牛肉消費拡大推進協議会」担当：北浦宛て
- (5) 提出期限：令和6年（2024年）9月25日（水）
- (6) 注意事項
 - ①以下に該当する場合、提出された提案書を無効とする場合がある。
 - ・提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
 - ・提案書の様式及び作成要領に示された条件に著しく適合しないもの

- ・ 企画コンペ提案書に虚偽の内容が記載されたもの
 - ・ 審査委員又は関係者に企画提案書に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合
- ②提出された提案書の取扱いは、以下による。
- ・ 提案書は返却しない
 - ・ 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする
 - ・ 提案書は審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる

10 受託者の選定方法

提案書の内容等について、審査会を行い委託候補者を決定する。

(1) 企画提案の審査会及び企画案の選定

- ・ 審査会では、提案内容を直接コンペ参加者から説明を受け、質疑応答後これについて審査し、本業務に適した契約候補者（以下「契約候補者」という。）を選定する。
- ・ 審査結果については、提案者全員に通知する。
- ・ 提案者からの選考理由に関する問い合わせ、若しくは異議については応じない。
- ・ 契約候補者が、第6の参加資格に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を契約候補者とする。

11 委託契約の締結

協議会は、委託候補者と協議を行い、契約条件を確認の上、改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内で委託契約を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

12 契約保証金

契約しようとするものは、熊本県会計規則第77条の規定を準用し、契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）を納付しなければならない。

ただし、熊本県会計規則第78条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

13 その他

- (1) 企画コンペに係る費用は、一切支払わない。
- (2) 企画コンペ参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届【様式4】を提出すること。
- (3) 本事業の実施について、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別途定める。